

意見書

2024年1月22日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課御中

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6 階

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

会長 久保 真

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」第一次答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

要旨

本一次答申案においては、NTT 法廃止ありきで取り扱われるものではないと理解しております。今後の通信政策のあり方の検討にあたっては、これまで NTT 法によって守られてきた法益を踏まえ、あるべき法体系とその実現手段を検討すべき必要があると考えます。今後検討が行なわれる予定の論点整理（案）の前に、期限を定めて法体系とその実現手段の結論を導くことは極めて不適切であります。例えば改正法案の附則等に『2025 年を目途に NTT 法を廃止』と明記すべきでないと考えます。

IOWN 構想が本当にグローバルにゲームチェンジと言われるような既存のビジネスルールや市場を根本的に変えるような革新的な成果をもたらし、我が国地の国際競争力の向上に貢献するものは慎重な評価が必要と考えます。

(別紙)

※他事業者・団体の名称および略称は、敬称略とさせていただきます。

該当箇所			意見
章	該当ページ	該当する記載	
全般			本一次答申案においては、NTT 法廃止ありきで取り扱われるものではないと理解しております。今後の通信政策のあり方の検討にあたっては、これまで NTT 法によって守られてきた法益を踏まえ、あるべき法体系とその実現手段を検討すべき必要があると考えます。今後検討が行なわれる予定の論点整理（案）の前に、期限を定めて法体系とその実現手段の結論を導くことは極めて不適切であります。例えば改正法案の附則等に『2025 年を目途に NTT 法を廃止』と明記すべきでないと考えます。また、第 3 章にある【事業者等からの主な意見】については、どの事業者がいつどの資料で述べた意見かを明確にするため情報を付記していただければと思います。
第 2 章	P8	「IOWN 構想 を通じて世界に先駆けたオール光ネットワーク技術を確立し、新たな情報通信インフラを構築することを提唱しており、グローバルにゲームチェ	IOWN 構想が本当にグローバルにゲームチェンジと言われるような既存のビジネスルールや市場を根本的に変えるような革新的な成果をもたらし、我が国地の国際競争力の向上に貢献するものかは慎重な評価が必要と考えます。同社によるかつての INS ネット構想、NGN 構想と同様、IOWN 構想もネットワークレイヤーの技術革新であり、

		<p>ンジを図ることで我が国の国際競争力の向上に貢献することが期待されている」</p>	<p>本答申案 P20 にありますように、競争の主戦場はネットワークから上位レイヤーに移行している今日、ネットワークレイヤーの技術革新はそれを支えるものであっても、それ自体がゲームチェンジをもたらすものとは考えにくいと思います。また、グローバルスタンダードに基づかない独自の製品の投入により、NTT 自身の投資負担が増大し、NTT のネットワークの利用コスト増、NTT と接続する事業者の負担増による我が国全体の国際競争力の低下が懸念されるところです。</p>
第3章	P12	<p>「特に、IOWN 構想による「ゲームチェンジ」が実現すれば、我が国の情報通信産業全体が国際競争力を飛躍的に高める契機になると期待されることから」</p>	<p>「IOWN 構想によるゲームチェンジ」により国際競争力を獲得していくという文言が繰り返し記載されており、一次答申案の大きな骨子と理解しておりますが、その詳細については示されておられません。今後 IOWN で具体的にどのようなアクションでどのようなビジネスを展開していく事で国際競争力を高めていくのか「ゲームチェンジ」の詳細につきご教示いただきたく存じます。</p>
第3章	P16	<p>「総務省において、NTT の基礎・基盤的研究の取組状況について継続的に検証していくことが適当である。その結果、我が国の情報通信産業の研究開発力の確保に重大な支障が生じるおそれがあると認め</p>	<p>総務省において、NTT の基礎・基盤的研究の取組状況について継続的に検証し、その結果、我が国の情報通信産業の研究開発力の確保に重大な支障が生じるおそれがあると認められる場合には、総務省において、必要な対応の検討することは重要と考えます。</p>

		られる場合には、総務省において、必要な対応の検討が求められる。」	
第3章	P20	「競争の主戦場がネットワークから上位レイヤーに移行していること等を踏まえると、NTT による研究成果の独占が、直ちに国内市場における公正競争上重大な弊害を生じさせる可能性は低下していると考えられる。」	競争の主戦場がネットワークから上位レイヤーに移行していることは事実ですが、このこととネットワークにおける競争において NTT による研究成果の独占が国内ネットワーク市場における公正競争上の弊害をもたらすことは別の議論と考えます。ただし、ネットワークにおいてどんなに優れた研究成果を独占しても、新技術が世界的に普及しない限りそれが大きな変化をもたらすものではなく、その場合には NTT が研究成果を独占したところで市場には影響はないと考えます。
	P23	※2 委員会において、NTT の社名変更や NTT 持株の剰余金処分の認可などを対象に検討することについて、委員から意見があった。	社名変更については NTT 法を維持したままで実施できるよう取り扱いを検討可能と考えます。剰余金の処分方法については、今後総務省において検討し透明性の確保に努めるようお願いしたいと存じます。